



2024年11月5日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を 関東財務局に提出し、過年度の決算短信についても訂正いたしました。これに併せて、金融商品取引法第 24 条の4の5第1項に基づき、本日「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2024年11月1日付「第35期(2024年5月期)有価証券報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、延長後の提出期限は11月1日でありましたが、11月5日に提出することとなりました。

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第32期(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
- 第33期(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
- 第34期(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長倉田陽一郎は、2021年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、2021年5月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社等において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。これを受け、2024年7月4日開催の取締役会において、プライベートセールに関する会計処理において疑義が発生したため、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、業績への影響の有無、社内体制の不備の有無や原因の究明及び再発防止策の策定等を目的として、外部専門家で構成される第三者委員会の設置につきまして決議いたしました。

当社は、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、連結子会社である Shinwa Prive 株式会社等が行った絵画等のアート作品のプライベートセール（以下、「アート売買取引」という。）の中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けております。

当社は、報告内容の検討及びこれを受けた自主調査の結果、金融取引等及び売上計上時期に関する不適切な会計処理が行われていたことを確認しました。このため、当社は影響のある過年度の決算を訂正することが適切であると判断し、2019年5月期から2023年5月期の各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を提出することといたしました。

また、第三者委員会からは上記の発生原因として、上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないことを含むアート売買取引の業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、管理担当者と執行担当者の兼務、内部監査室のリソース不足等、上記の不適切な会計処理を止めることのできなかった組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

これらの事実は、当社グループのアート売買取引に関する事業活動におけるルールの遵守、内部統制評価計画策定、業務プロセス評価手続、内部統制評価の計画及び評価結果の取締役会等への報告等に不備があり、特にアート売買取引に関して内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。

当社はこれらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。また、上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が事業年度の末日以後になったためです。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表において適切に反映しております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・コンプライアンス意識の抜本的かつ全社的な改革
- ・不祥事再発防止のための業務フローの改善
- ・役職員への実効性のある研修・教育の実施
- ・内部監査部門の組織体制の再整備
- ・職務権限規程の改訂
- ・業務フローの改善及び規程の改訂
- ・グループ経理規程関連の改訂
- ・公益通報者規程の改訂及び周知徹底

以上

以 上